

北見市建築審査会条例

(平成 18 年 3 月 5 日条例第 173 号)

改正 平成 28 年 3 月 10 日条例第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 83 条の規定に基づき、北見市建築審査会(以下「審査会」という。)の組織及び議事その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 5 人をもって組織する。

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

(招集)

第 4 条 審査会は、会長が必要と認めたとき招集する。

(議事)

第 5 条 審査会は、委員定数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、法第 94 条第 3 項の規定に基づく口頭審査については、この限りでない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 5 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 10 日条例第 11 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。